

社会福祉法人ひだまり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだまり会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬（交通費含む）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額 交通費含む)
事 会 出 席 報 酬 等	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額 交通費含む)
評議員会出席報酬等	5,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成30年1月22日より適用する。

この規程は、平成30年12月1日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

この規程は、令和7年2月11日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	50,000 円	
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000 円	